

令和6年12月20日

排出事業者・処理業者 各位

広島県環境県民局長
(産業廃棄物対策課)
広島市環境局長
(産業廃棄物指導課)
呉市環境部長 (公印省略)
(環境政策課)
福山市経済環境局長
(廃棄物対策課)

産業廃棄物適正処理講習会のご案内

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者におかれては、その適正処理にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって排出事業者が処理責任が課されており、産業廃棄物許可業者へ委託する場合でも、書面契約の締結、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、年度ごとの産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出などが義務付けられています。

排出事業者及び処理業者の皆様が法の内容を正しく理解し、産業廃棄物の適正処理を推進していただくため、広島県内の排出事業者及び処理業者を対象に講習会を動画配信により開催することといたしました。

ついては、施設管理部門、事業部門など、産業廃棄物の排出や契約に携わる方に周知の上、多数ご参加くださるようお願いいたします。

なお、この講習会は、広島県ホームページ(アドレス下記参照)にて配信いたします。

動画配信について

- 1 日時：配信 令和7年2月28日(金)まで視聴可能です。
- 2 URL：ダウンロード用URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-2024sanpaikoushuu-sanpaikoushuu.html>
- 3 内容：① 廃棄物処理法の概要及び排出事業者責任の徹底について (87分)
講師：(一社)広島県資源循環協会 専任講師
② 電子マニフェストの活用について (13分)
講師：広島県環境県民局産業廃棄物対策課
③ PCB廃棄物の適正処理について (13分)
講師：広島県環境県民局産業廃棄物対策課
④ リチウムイオン電池の適正処理について (3分)
講師：広島県環境県民局産業廃棄物対策課
⑤ 解体等工事における事前調査等について (12分)
講師：広島県環境県民局環境保全課

問合せ先：〒730-0052

広島市中区千田町3丁目7-47

(一社)広島県資源循環協会

TEL : 082-247-8499

FAX : 082-247-9719



この事業は、産業廃棄物埋立税を財源として実施しています。